

ID: 150

担当部署: 教育委員会 参事(風連生涯学習担当)

| | | | |
|---|---|---------|------------|
| 処分の概要 | 特別設備等の承認 | | |
| 例規名 根拠条項 | ふうれん地域交流センター条例施行規則 第8条(第13条において読み替える場合を含む。) | | |
| 例規番号 | 平成22年条例第2号 | | |
| <p>【根拠条文】 (特別設備等の承認) 第8条 利用者は、地域交流センターの利用に当たり、特別の設備をし、又は特別の物品を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 5日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年8月15日 | 最終変更年月日 | 平成30年6月15日 |